

### Ⅲ 決算に関する情報

#### ○ 平成19年度決算（食料安定供給特別会計）

##### ・歳入歳出決算の概要

##### 農業経営基盤強化勘定

（単位：百万円）

歳入		歳出	
農地等売却収入	2,419	自作農創設対策費	1,711
農地等貸付収入	410	農地保有合理化促進対策費	20,901
償還金収入	15,208	農業改良資金貸付費	46
調整勘定より受入	17,903	就農支援資金貸付費	830
雑収入	81	事務取扱費業務勘定へ繰入	121
合計	36,024	合計	23,612

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。（以下、同じ。）

##### ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12,412百万円

（剰余金が生じた理由）

貸付金の償還金が予定より多かったことが主な要因である。

（剰余金の処理の方法）

農業経営基盤強化勘定に生じた剰余金については、「特別会計に関する法律」（以下「法」という。）第134条において読み替えられた法第8条第1項の規定により調整勘定の翌年度の歳入に繰り入れを行い、食料安定供給特別会計全体の財政資金の有効活用を図ることとしている。

平成27年度に効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積が全農地面積の7～8割程度になると見込み、このうち7割程度について分散錯圃ではなく、面的にまとまった形で集約することを食料・農業・農村政策推進本部において決定している。

また、食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、平成20年12月3日に決定・公表した「農地改革プラン」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく取組等を、積立金及び剰余金も活用して平成21年度から平成23年度にかけて集中的に実施することとしている。

具体的には、平成21年度予算には新規事業として、農地確保・利用支援事業等に76億円の計上をしたこと等により、11億円の損失が見込まれ、平成22年度から平成23年度においても当該事業に約400億円の支出を見込んでいること等によ

り 436 億円の損失が見込まれる。

これらにより、平成 20 年度末の剰余金及び調整勘定に積み立てられている積立金残高の合計額 447 億円については、すべて費消されることを見込んでいるところである。

農業経営安定勘定

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
他 勘 定 より 受 入	144,547	農 業 経 営 安 定 事 業 費	148,123
独立行政法人農畜産業 振 興 機 構 納 付 金	8,287	事務取扱費業務勘定へ繰入	428
合 計	152,834	合 計	148,551

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) . . . . . 4,283百万円

(剰余金が生じた理由)

農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金を要することが少なかったことが主な要因である。

(剰余金の処理の方法)

農業経営安定勘定に生じた剰余金については、法第 134 条において読み替えられた法第 8 条第 1 項の規定により調整勘定の翌年度の歳入に繰り入れを行い、食料安定供給特別会計全体の財政資金の有効活用を図ることとしている。

なお、当該剰余金については、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金等の財源に充てるため、平成 21 年度歳入予算に計上している。

米管理勘定

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
米 売 払 代	99,682	米 買 入 費	158,023
輸 入 米 等 納 付 金	152	米 管 理 費	72,193
調 整 勘 定 より 受 入	602,126	返還金等他勘定へ繰入	444,990
雑 収 入	4,970		
前年度剰余金受入	2,664		
合 計	709,595	合 計	675,207

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) . . . . . 34,387百万円

(剰余金が生じた理由)

翌年度当初の買入費の支払財源に充てるため、年度末に発行した食糧証券による資金調達で、歳入額が多くなったことが主な要因である。

(剰余金の処理の方法)

米管理勘定に生じた剰余金については、法第 134 条において読み替えられた法第 8 条第 1 項の規定により調整勘定の翌年度の歳入に繰り入れた上で、翌年度当初の買入費の財源にその全額を充て、年度当初における売却収入の不足に対応することとし、円滑な資金運営を図ることとしている。

麦管理勘定

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
麦 売 払 代	310,689	麦 買 入 費	295,409
輸 入 麦 等 納 付 金	389	麦 管 理 費	7,006
調 整 勘 定 より 受 入	85,940	返 還 金 等 他 勘 定 へ 繰 入	116,044
雑 収 入	24		
前 年 度 剰 余 金 受 入	21,882		
合 計	418,927	合 計	418,460

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・467百万円

(剰余金が生じた理由)

翌年度当初の買入費の支払財源に充てるため、年度末に発行した食糧証券による資金調達で、歳入額が多くなったことが主な要因である。

(剰余金の処理の方法)

麦管理勘定に生じた剰余金については、法第 134 条において読み替えられた法第 8 条第 1 項の規定により調整勘定の翌年度の歳入に繰り入れた上で、翌年度当初の買入費の財源にその全額を充て、年度当初における売却収入の不足に対応することとし、円滑な資金運営を図ることとしている。

業務勘定

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
他 勘 定 より 受 入	18,342	事 務 取 扱 費	19,809
雑 収 入	1,467		
前 年 度 剰 余 金 受 入	617		
合 計	20,427	合 計	19,809

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の

方法

(剰余金の額) . . . . . 617百万円

(剰余金が生じた理由)

国有財産売却収入が予定より多くなったことが主な要因である。

(剰余金の処理の方法)

業務勘定に生じた剰余金については、法第134条において読み替えられた法第8条第1項の規定により調整勘定の翌年度の歳入に繰り入れた上で、その全額を翌年度当初の支払いの財源に充て、円滑な資金運営を図ることとしている。

調整勘定

(単位：百万円)

歳入		歳出	
一般会計より受入	218,204	国際整理基金特別会計へ繰入	474,701
他勘定より受入	474,701	主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入	781,976
食糧証券収入	537,000		
積立金より受入	1,000		
雑収入	140		
前年度剰余金受入	48,441		
合計	1,279,487	合計	1,256,677

- ・一般会計からの繰入金額及び当該繰入金額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) . . . . . 218,204百万円

(繰入実績の内訳)

- 1 農業経営安定事業等に要する経費 . . . . . 67,204百万円
- 2 調整資金に充てるために必要な経費 . . . . . 151,000百万円

(予算に計上した繰入金額) . . . . . 218,649百万円

(繰入予算の内訳)

- 1 農業経営安定事業等に要する経費 . . . . . 67,649百万円
- 2 調整資金に充てるために必要な経費 . . . . . 151,000百万円

(相違した理由)

農業経営安定勘定において予備費を使用しなかったこと等のため。

- ・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

・(借入金額) . . . . . —

・(公債発行収入金の額) . . . . . —

・(証券発行収入金の額) . . . . . 537,000百万円

(予算に計上した証券発行収入金の額) . . . . . 591,800百万円  
(相違した理由)

米の買入費が少なかったこと等により、食糧証券の発行が予定より少なかったため。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) . . . . . 22,809百万円  
(剰余金が生じた理由)

農業経営基盤強化勘定において、貸付金の償還金が予定より多かったこと等により、農業経営基盤強化勘定へ繰入を要することが少なかったことが主な要因である。

(剰余金の処理の方法)

年度末に調整勘定で保有している旧農業経営基盤強化措置特別会計由来の剰余金については、法第8条第1項の規定により調整勘定の翌年度の歳入に繰り入れた上で、翌年度以降の農業経営基盤強化勘定の事業を引き続き展開する上で必要な財政資金として活用する。

・平成19年度末における積立金及び資金の残高

(積立金の残高(平成20年3月31日)) . . . . . 15,342百万円  
(平成19年度決算により積み立てる額) . . . . . —

(積立金の目的)

この積立金は、法附則第214条第3項の規定により、廃止前の農業経営基盤強化措置特別会計の積立金を食料安定供給特別会計の調整勘定の積立金として積み立てられたものとしており、また、法附則第40条第1項の規定により、積立金は「農地等の買収代金及び農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置に要する費用の財源に充てる」こととし、新たな積み立ては行わず費消していくこととしている。

(積立金の水準)

この積立金は、その原資が農地の農業上の効率的な利用を図るため、農地所有者から国が強制買収した農地等の売払い等によって生じたという経緯に鑑み、それと同様の目的を有する特定の用途の財源に充てることが適当である。今後とも同様の考えによって、新たな積み立ては行わず費消をもって消滅するものと位置づけしており、例えばある水準にするために一般会計からの繰入れは行わない仕組みである。

平成27年度に効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地面積が全農地面積の7～8割程度になると見込み、このうち7割程度について分散錯圃ではなく、面的にまとまった形で集約することを食料・農業・農村政策推進本部において決定している。

また、食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、平成20

年12月3日に決定・公表した「農地改革プラン」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく取組等を、積立金及び剰余金も活用して平成21年度から平成23年度にかけて集中的に実施することとしている。

具体的には、平成21年度予算には新規事業として、農地確保・利用支援事業等に76億円の計上をしたこと等により、11億円の損失が見込まれ、平成22年度から平成23年度においても当該事業に約400億円の支出を見込んでいること等により436億円の損失が見込まれる。

これらにより、平成20年度末の剰余金（農業経営基盤強化勘定由来）及び積立金残高の合計額447億円については、すべて費消されることを見込んでいるところである。

（調整資金の残高（平成20年3月31日）） . . . . . 60,047百万円

（調整資金の目的）

調整資金は、食糧管理勘定における自己資金（運転資金）としての性格を持ち、同勘定の運営の健全化を図ることを目的として法第133条の規定により設置されているとともに、食糧管理勘定で行う事業を円滑に実施するための会計上のバッファ機能を有している。

なお、期末調整資金残高は、米麦等の資産として保有しているものであり、現金として保有しているものではない。

（調整資金の水準）

調整資金の水準は、最近の予算編成にあつては、調整資金の設置の趣旨を踏まえ、主要食糧の需給及び価格が年度途中において変動することを考慮し、その年度の会計運営に支障が生じることのない水準としている。

なお、平成19年度期末調整資金残高については、翌年度以降の会計運営の健全化を図るため、調整資金の設置の趣旨を踏まえて食糧管理勘定の運転資金として活用することとする。

・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項

（米麦の売買）

国内米については、買入415千トン、売却161千トンを実施

輸入米については、買入734千トン、売却1,179千トンを実施

輸入小麦等については、買入5,028千トン、売却5,002千トンを実施

輸入飼料については、小麦91千トン、大麦1,134千トンの買入及び売却を実施

食料安定供給特別会計の決算に関するお問い合わせ先  
総合食料局総務課決算係  
（代表）03-3502-8111 （内線）4018